

令和3年度

「登録海上起重基幹技能者」講習の手引き

登録海上起重基幹技能者講習実施年月日

東 京:令和3年10月 21日(木)～22日(金)

会 場:飯田橋レインボービル 東京都新宿区市谷船河原町11

定 員:170人

福 岡:令和3年10月28日(木)～29日(金)

会 場:福岡商工会議所 福岡市博多区博多駅前2-9-28

定 員:160人

登録海上起重基幹技能者講習日程

講 義:1日目と2日目

試 験:2日目の15時20分～16時50分

受講申請書受付期間

令和3年5月17日(月)～7月 2日(金)必着

一般社団法人 日本海上起重技術協会

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-3-8 ユースビル8F

TEL 03-5640-2941

FAX 03-5640-9303

E-mail honbu@kaigikyo.jp

I. 登録海上起重基幹技能者制度について

1. 登録海上起重基幹技能者制度の趣旨

我が国の国際競争力の確保や地域経済の発展等のための社会資本である港湾の施設整備に際して、良質な品質と工事の安全の確保は最重要の課題となっています。

基幹技能者制度は、我が国の建設産業が次のような状況の下で、平成7年4月に策定された「建設産業政策大綱」を踏まえ、戦略的推進事業の一環として制度化されたものです。

- ① 労働生産性の向上、品質、安全が確保された建設施工の要請
- ② 直接施工を行う事業者の現場での作業管理の重要性の増大
- ③ 建設業に対する魅力の確保—労働者の処遇の改善の必要性—
- ④ 建設技能労働者の長期的不足等の直面する課題の解決の必要性

更に、生産性の向上や建設コスト縮減といった近年の建設産業の課題に応えるため、平成20年1月31日に、建設業法施行規則(省令)が一部改正され、新たに「登録基幹技能者講習」を行う者の登録業務を国土交通大臣が行うこととなったところです。

(一社)日本海上起重技術協会は、海上工事における技術と技能を備えたレベルの高い船長等を「登録海上起重基幹技能者」として位置付けるべく、平成20年9月国土交通大臣の登録認可を得て、「登録海上起重基幹技能者」講習実施機関となりました。「登録海上起重基幹技能者」とは、作業船を使用して実施する海上工事に関し、主任技術者に対して、適切な施工方法を提案・調整する他、効率的な作業方法・作業手順を構成して作業船乗組員の作業を指揮・監督する者で、それによって生産性の高い、安全で高品質な建設生産の実現に寄与するものです。

「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領」(国土交通省港湾局制定)が平成25年3月に改正され、船団長の配置において「作業船団長には、10年以上の乗船実務経験と3年以上の指揮・監督経験を有する者、もしくはこれと同等以上の能力を有する者として監督職員の承諾を得た者を配置するものとする。なお、建設業法施行規則に基づく登録海上起重基幹技能者については、上記実務経験を有する者とみなす。」とされました。

講習実施機関により「基幹技能者」に登録されると、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査のZ評点(技術力評価)の中で基幹技能者1人に対して一律3点が加算されることとなっています。

また、平成29年11月10日に建設業法施行規則(省令)が一部改正され、土木一般、建築一般以外のいわゆる専門工事業の登録基幹技能者に対して主任技術者の要件を満たす者として認められることになりました。平成30年4月1日より、登録海上起重基幹技能者においては、しゅんせつ工事業で資格を取得した者が主任技術者の要件を満たす者として認められました。

2. 登録海上起重基幹技能者講習制度の内容

(1) 登録海上起重基幹技能者講習制度の目的

登録海上起重基幹技能者講習制度は、登録海上起重基幹技能者として具備すべき海上工事作業に必要な知識を網羅し、受講者の技術と安全の向上を図り、登録海上起重基幹技能者に相応しい海上作業従事者を確保することを目的とします。

(2) 登録海上起重基幹技能者講習制度の性格

上記の目的を達成するため、(一社)日本海上起重技術協会では国土交通大臣の認可を得、講習実施機関となって「登録海上起重基幹技能者」に関する講習制度を設け、登録海上起重基幹技能者講習を行うものです。

(3) 登録海上起重基幹技能者講習制度の受講資格

海上工事に従事し、当該作業船団の船団長等としての確に作業管理及び指揮・監督が行える能力を有している者として「登録海上起重基幹技能者」の資格が与えられます。このため、受講対象者としては、港湾土木又はしゅんせつのいずれかで10年以上の海上工事の実務経験と3年以上の職長(指揮・監督者)経験を有する者としています。

(4) 資格の名称

登録海上起重基幹技能者講習を修了した後、登録海上起重基幹技能者試験に合格し、登録されて者を「登録海上起重基幹技能者」と称します。

(5) 「登録海上起重基幹技能者」の認定、登録、有効期限及び更新

「登録海上起重基幹技能者」には、「登録海上起重基幹技能者講習修了証」を交付し、登録原簿に登録し保存します。「登録海上起重基幹技能者講習修了証」は、登録原簿に登録した日から5年が有効期です。

登録海上起重基幹技能者の更新については、当協会が実施する登録海上起重基幹技能者更新講習を受講し、試験に合格した者は「登録海上起重基幹技能者講習修了証」の更新を受けることになります。

Ⅱ. 登録海上起重基幹技能者講習

1. 受講資格

受講資格は、以下の(1)、(2)、(3)の各事項の条件を全て満たしていること。

(1) 次の資格のいずれかを取得している者であること

- 1) (一社)日本海上起重技術協会が認定する「海上起重作業管理技士」資格取得者であって、受講時有効期限内の資格者証を所持している者
- 2) 建設マスター顕彰者〔建設機械運転工(海上工事)、しゅんせつ工に限る〕

(2) 次の実務経験を有する者であること

- 1) 資格対象船団に示す作業船の乗組員として乗船し、土木工事又はしゅんせつ工事において、それぞれ10年以上の海上工事に従事した実務経験
- 2) 上記1)のうち、土木工事又はしゅんせつ工事において、それぞれ3年以上の作業船団の職長(指揮・監督者)経験

(3) 労働安全衛生法に基づく職長教育又は職長・安全衛生責任者教育を受講している者であること

資格対象船団と構成

船団構成 船団名	本 船	付 属 船				
		引 船	揚 錨 船	土 運 船	台 船	ガ ツ ト 船
1.起重機船団	起重機船またはクレーン付台船	○	○		○	
2.クラブ浚渫船団	グ ラ ブ 船	○	○	○		
3.杭 打 船 団	杭 打 船	○	○		○	
4.サンドコンパクション船団	サ ン ド コ ン パ ク シ ョ ン 船	○	○			○
5.サンドドレーン船団	サ ン ド ド レ ー ン 船	○	○			○
6.深層混合処理船団	深 層 混 合 処 理 船	○	○			
7.ケーソン製作作業船団	ケーソン製作用作業台船	○	○			
8.コンクリートミキサー船団	コ ン ク リ ー ト ミ キ サ ー 船	○	○			○
9.バックホウ浚渫船団	バ ッ ク ホ ウ 船	○	○	○		
10.揚 土 船 団	揚 土 船	○	○	○		

2. 講義内容及び試験時間

(1)新規受講

1)講習の日程

講 義:1日目と2日目

試 験:2日目の15時20分～16時50分

東京会場:令和3年10月21日(木)～22日(金)

福岡会場:令和3年10月28日(木)～29日(金)

2)講義の科目及び時間割

日	科 目	内 容	時 間
1日目	事前説明		9時30分～9時40分
	技能一般	海上工事における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する講義	9時40分～12時10分
	昼休み		12時10分～13時10分
	関係法令	海上工事における関係法令に関する講義	13時10分～14時40分
	施工管理 工程管理	海上工事における施工管理及び工程管理に関する講義	14時50分～16時50分
2日目	資材管理 原価管理 品質管理	海上工事における資材管理、原価管理及び品質管理に関する講義	9時30分～12時30分
	安全管理	海上工事における安全管理に関する講義	13時30分～15時00分

3)試験科目、問題数及び試験時間等

科 目	内 容	問題数と配点	試験方法	試験時間
技能一般	海上工事における基幹的な役割及びそのために必要な技能に関する試験	5問25点	四者択一	1時間30分
関係法令	海上工事における関係法令に関する試験	3問15点		
資材管理 原価管理 品質管理 施工管理 工程管理 安全管理	海上工事における資材管理、原価管理、品質管理、施工管理、工程管理及び安全管理に関する試験	12問60点		
合 計		20問100点		

(2)再 受 験

試験が不合格となった者は、講義の受講免除措置として、翌々年度までに限り再受験することができます。

試験日程、試験時間は、前記(1)1)新規受講と同じです。

なお、再受験者は申請書「3」海上作業業務経歴」の提出は不要です。

Ⅲ. 受講申請手続き

1. 受講申請書

(1)入手方法

受講申請書類等は、当協会ホームページ「認定試験・講習情報」よりダウンロードして入手して下さい。

2. 申請に必要な書類

- (1)申請書-1(登録海上起重基幹技能者講習受講願書)
- (2)申請書-2(保有免許・資格、受講料払込金受領証(写)貼付)
- (3)申請書-3(海上作業業務経歴書)
- (4)申請書-4(登録海上起重基幹技能者講習受講票)
- (5)申請書-5(登録海上起重基幹技能者講習修了証交付申請書)
- (6)受講票送付用封筒(送付先記載、切手 84 円貼付)
- (7)住民票 1 通(本籍が記載されたもの)
- (8)写真(たて 3.0cm、よこ 2.4cm)4 枚
- (9)海上起重作業管理技士資格者証の写し又は建設マスター顕彰者の顕彰状の写し
- (10)職長教育修了証又は職長・安全衛生責任者教育修了証の写し(裏面等に記載のある場合は裏面の写し)

3. 受講料及び払込み方法

(1)受講料

区 分	受 講 料	備 考
新規受講	55,000円 (テキスト、消費税を含む)	講義、試験
再 受 験	16,500円 (消費税を含む)	試験のみ

注)既納の受講料は、受講資格審査で不適格となった場合を除き、返金しません。

但し、新規受講申込者がやむをえない事由により欠席した場合は、次年度に限りその受講料に充当し無料で受講できます。

(2)受講料の払込み方法

郵便局備え付けの「払込取扱票」用紙で、受講料を次の口座に払込み下さい。

00110-7-650669 一般社団法人 日本海上起重技術協会

払込み後、振替払込請求書兼受領証の写しを申請書-2に貼付し、提出して下さい。

なお、「払込取扱票」は受講申請者、再受験者1人1枚とし、通信欄に登録海上起重基幹技能者講習受講、受講者氏名を記載して下さい。

4. 受講申請書受付期間

令和3年5月17日(月)～7月2日(金)必着

5. 受講申請書類送付先

一般社団法人 日本海上起重技術協会
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-3-8 ユースビル8F
TEL:03-5640-2941 FAX:03-5640-9303

6. 講習会場及び受講定員

(1)東京会場 令和3年10月21日(木)～22日(金)

定員:170名

会場:飯田橋レインボービル

住所:東京都新宿区市谷船河原町11 TEL 03-3260-4791

交通:JR ①総武線 飯田橋駅西口 徒歩5分

地下鉄 ①有楽町線 飯田橋駅(B3神楽坂下出口) 徒歩5分

②南北線 飯田橋駅(B3神楽坂下出口) 徒歩5分

③東西線 飯田橋駅(B3神楽坂下出口) 徒歩9分

④大江戸線 飯田橋駅(B3神楽坂下出口) 徒歩9分

(2)福岡会場 令和3年10月28日(木)～29日(金)

定員:160名

会場:福岡商工会議所

場所:福岡県福岡市博多区博多駅前2-9-28 TEL 092-441-1110

交通:JR 博多駅博多口徒歩10分、地下鉄祇園駅5出口徒歩5分

※新型コロナウイルス感染症の発生状況によって、会場受講定員が減る場合があります。

※定員に達した場合には、申請受付期間内でも締め切ります。

7. 受講地の変更

業務等の都合で会場の変更を希望する場合には、申込会場の受講開催日の1ヶ月前までに、協会本部事務局に受講地変更願を提出して下さい。

8. 「海上作業管理技士」の有効期限の最終年度に「登録海上起重基幹技能者」講習・試験を受講する場合

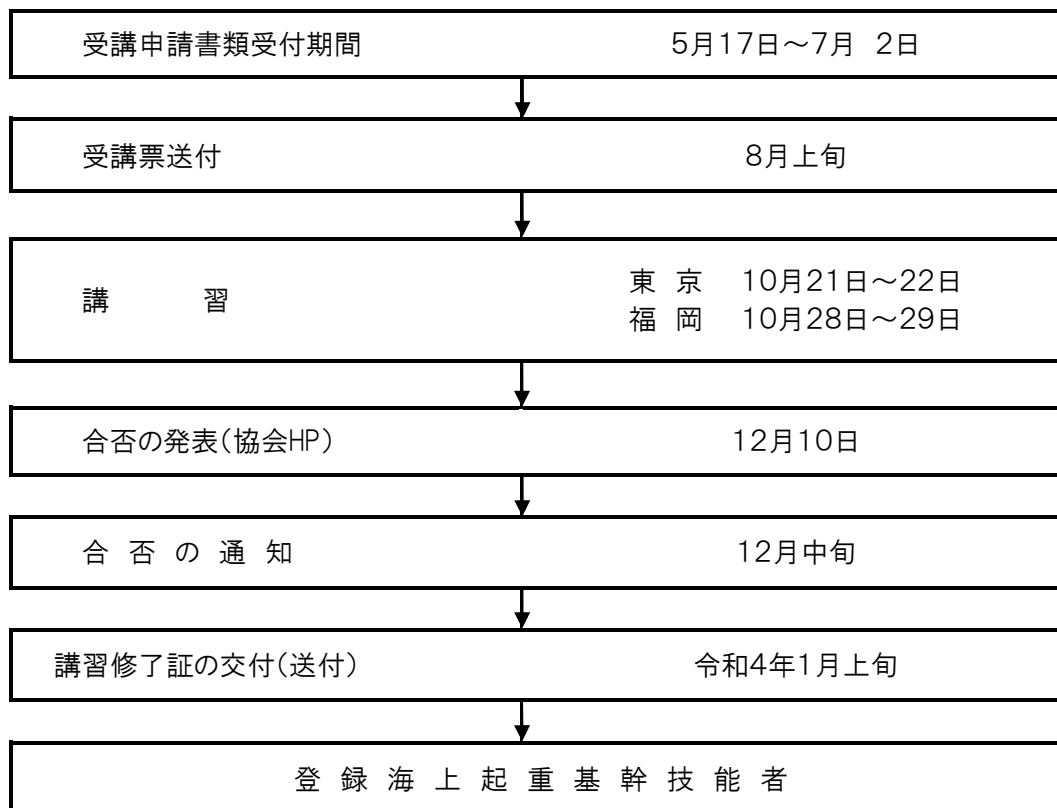
海上作業管理技士資格の有効期限の最終年度に登録海上起重基幹技能者の講習・試験を受講される方は、試験の可否にかかわらず海上起重作業管理技士の更新講習を受講したものと見なします。

試験が不合格となった方へは、後日、資格者証を再交付しますので、安心して登録海上起重基幹技能者の講習・試験を受講して下さい。

IV. 合否の発表、通知及び修了証の交付

1. 令和3年度登録海上起重基幹技能者認定までのスケジュール

スケジュールは下記の通りです。



2. 合否の発表

協会ホームページに合格者の氏名を掲載します。(12月10日)

3. 合否の通知

12月中旬に合否通知を郵送します。

4. 講習修了証の交付

令和4年1月上旬に交付します。

V. その他

本講習は、厚生労働省の助成金制度(人材開発支援助成金)の対象となっています。詳しい内容については、当協会ホームページ「認定試験・講習会情報」の「助成金制度」をご覧ください。